

令和7年12月

一般財団法人ふきざき未来財団
令和8年度 奨学生募集要項

一般財団法人ふきざき未来財団
代表理事 桜崎庄二

■一般財団法人ふきざき未来財団について

当財団は、宮崎県内の高校を卒業見込みの生徒で日本国内の大学に入学を予定している者のうち、品行方正かつ経済的支援を求める者で、学業優秀である者、又はスポーツ分野で活躍する者に対し奨学生を給付し、もって社会有用な人材の育成を通じて地域社会の発展ひいては我が国の発展に寄与することを目的として設立されました。

■当財団の奨学生の特長

奨学生の特長は次のとおりです。

- ① 奨学生は支給とし、返済の義務はありません。
- ② 当財団の奨学生以外の奨学生を受けている方も応募可能です。

1. 奨学生となるための応募資格

次に掲げる条件をいずれも満たす方は、奨学生の応募資格を有します。

- ① 令和8年3月に宮崎県内の高等学校を卒業見込みであること。
- ② 令和8年4月に、国内の大学への進学を希望していること。
- ③ 経済的支援を必要としている方であること（所得証明の提出は不要）

2. 奨学生に対する奨学生支給内容

奨学生に対する奨学生の支給内容は、次のとおりです。

支給金額	支給期間	支給方法
年額 60 万円 (月額 5 万円)	大学入学時から正規の最短修業年限の終期まで	届け出のあった本人名義の預金口座に5万円を毎月20日に振り込む。

※上記、検討中

3. 奨学生となるための応募手続き・提出書類

各区分（A 類型：学業枠、B 類型：スポーツ枠）に応じて、応募時に必要な手続き及び提出書類は、財団ホームページよりアップロードのうえ申請してください。

	事 項	備 考
提出書類 (共通)	(1) 奨学生申込みフォーム	・当財団ホームページ申込みフォームより申請してください。
	(2) 写真	・無帽。上半身のみの証明写真を、申込みフォームにアップロードしてください。
	(3) 個人情報の取扱いに関する同意書	当財団ホームページに記載の内容を十分に確認のうえ、同意欄にチェックを入れてください。
	(4) 成績証明書	・卒業した高校が発行する成績証明書をアップロードしてください。
	(5) スポーツ分野の実績を証明するもの	・実績の分かる表彰状の写し、新聞記事の写しなどをアップロードしてください。
提出先	・財団ホームページにて、申請・アップロードしてください。	
提出期限	・令和 8 年 2 月 10 日	

※ 同一の応募者につき、A 類型及び B 類型両方への同一年内の応募は不可となります。

4. 奨学生採用人数（予定）

採用予定人数（総数）…10 名程度

5. 奨学生の選考方法

当財団は、ご提出書類を厳正に審査選考したうえで奨学生を採用致します。選考にあたっては、以下の事項を考慮致します。

	事 項	備 考
学業成績 (共通)	学業成績の内容	・原則 5 段階評価で平均 3.5 以上であること。
スポーツ等の実績 (B 類型のみ)	スポーツ分野の実績	・全国大会出場やそれに準ずる実績が望ましい。学業成績は 5 段階評価で平均 3.0 以上とする。

人物 (共通)	主に右記に関して願書 (又は別紙)に記載さ れた内容から総合的に 判断する	<p><テーマ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校生活での活動・経験・実績等、自己PRしたい事項を記載してください。 <p><字数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・字数は上記のテーマについて、400字程度を上限に記載してください。
------------	--	--

6. 奨学生の選考結果

選考結果は、令和8年3月10日に応募者へ直接通知します。なお選考過程についてはお答えできない旨ご了承ください。

7. 奨学生の義務

奨学生に選考された者は、「遵守事項」を遵守しなければなりません。奨学金の支給期間中に遵守すべき主な事項は、以下のとおりです。

事由	遵守事項
提出義務 (共通)	在籍する大学での学業成績の証明 学業成績表の受領後、遅滞なく当財団に当該成績表の写しを提出してください(年1回3月)。
提出義務 (B類型)	在籍する大学でのスポーツ分野での活動実績の証明 左記の活動・実績について把握できるもの(表彰状、活動風景の写真、活動内容が分かるもの)
報告義務	停学、退学処分、その他在籍する学校から処分を受けた場合、当財団への届出事項に変更があった場合 奨学生は、遅滞なく当財団にその旨を報告してください。
届出義務	住所変更、休学、長期(1か月以上)に亘る欠席、自主退学、転校、その他重大な意思決定を行う場合 奨学生は、遅滞なく当財団にその旨を報告してください。

※上記の義務について履行を怠り、かつ、当財団の勧告によっても状況が改善されない場合、当財団の理事会の決定に基づき、奨学金の支給を停止又は終了する場合があります。

※奨学生は、当財団事務局から奨学生交流会への参加やアンケートへの協力等を求められた場合には、できる限りご対応ください。

※B類型の奨学生について、やむを得ない事情によりスポーツ分野での活動が困難となり、

活動の継続が難しい場合、その旨及び事情の内容を当財団にご報告ください。当財団の理事会において正当な理由があると判断した場合、在籍する大学の正規の最短修業年限の終期までは、引き続き奨学生の支給を行います。

8. 奨学生の停止又は終了

奨学生に次の事由が生じた場合、当財団は奨学生の支給を停止又は終了することができます。なお、④に該当する場合、再開の可否は当財団理事会で決定後、ご本人に通知します。また、⑤～⑧に該当することになった場合、当財団理事会の決定をもって奨学生の一部若しくは全部の返還を求めることがあります。

奨学生の停止又は終了事由	
①	在籍する学校の在籍関係を喪失した場合
②	水難、火災その他の災害により生死不明または所在不明となった場合
③	病気、その他の理由により大学に継続して在籍する見込みのない場合
④	休学、または長期にわたって欠席した場合
⑤	重大な法令違反、公序良俗違反又は素行が著しく不良の場合
⑥	提出書類又は届出事項に故意又は重大な過失により虚偽の記載があった場合
⑦	学校に在籍していないにもかかわらず、奨学生を受け取った場合
⑧	その他、奨学生としてふさわしくないと理事会が認めた場合

9. その他

当財団の奨学生の給付は、給付終了後の奨学生の進路等を制限するものではありません。

10. お問合せ先

ご質問や確認事項がある場合は、以下の一般財団法人ふきざき未来財団事務局までご連絡くださいますようお願い致します。

一般財団法人ふきざき未来財団事務局

住所：〒886-0004 宮崎県小林市細野334

電話：〇〇 - 〇〇 - 〇〇

E-mail：info@fukizaki-zaidan.jp

営業時間：9：00～17：00

※電話でのお申込みは受け付けておりません。

以上